



↓ 普通の私のウォーキングコースよりは少し長いですが、風の丘コースへ挑戦したいです。がんばってみます。

国民年金保険料の免除制度があります!

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

① 免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。



② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

★付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

■ 過去2年までさかのぼって免除申請ができます!

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■ 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予(学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる【注2】	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる【注1】	含まれる【注1、2】	含まれない	含まれない

【注1】 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります(平成21年4月以降の免除期間)

- 全額免除の場合... 2分の1
- 半額免除の場合... 4分の3
- 4分の3免除の場合... 8分の5
- 4分の1免除の場合... 8分の7

【注2】 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります

問 南国年金事務所(☎088-864-1111)または市役所市民保険課へ



高知県司法書士会総合相談センター
☎088-825-3143

■ 予約・問い合わせ

高知県司法書士会総合相談センター
※高知会場の土曜日15時以降および、多重債務相談は、法テラス法律扶助相談(資力要件あり)です

▼ 安芸会場

第1・第3土曜日 10時~12時
※高知会場の土曜日15時以降および、多重債務相談は、法テラス法律扶助相談(資力要件あり)です

▼ 高知会場

毎週土曜日 13時~17時
毎週水曜日 18時30分~20時
(多重債務・成年後見相談)

無料法律相談会

高知県司法書士会では、県内各地で無料法律相談(予約制)を開催しています。



相談

平成28年度
軽自動車税 全期
固定資産税 第1期
の納期限は
5月31日(火)です。
期限内の納付をお願いします。

■ 申請先
市福祉事務所、各支所

■ 問い合わせ
市福祉事務所

5月9日(月)~8月31日(水)

※申請期間を過ぎると受け付けができません

■ 申請料

市福祉事務所、各支所

支給額 1人3万円

対象 平成27年1月1日時点で香南市に住居票があり、平成27年度分の住民税が課税されていない方で、平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。

※生活保護を受けている方は対象外

低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時給付金

1億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい年金を受給している所得の低い方を対象に臨時福祉給金が支給されます。

対象 平成27年1月1日時点で香南市に住居票があり、平成27年度分の住民税が課税されていない方で、平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。

※生活保護を受けている方は対象外

支給額 1人3万円

申請期間 5月9日(月)~8月31日(水)

※申請期間を過ぎると受け付けができません

申請先 市福祉事務所、各支所

問い合わせ 市福祉事務所



福祉

ひとり親家庭の医療費助成制度

ひとり親家庭や両親のいない児童に対し、保険診療の自己負担分を助成します。

■ 対象者

- 18歳までの子どもを持つひとり親家庭の父または母等
- 18歳に到達した日以後、最初の3月31日までの間にいる子ども

※婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態の人は対象外

■ 条件

世帯全員の所得税が非課税または、世帯の総所得額が200万円以下であること

■ 手続きに必要なもの

印鑑・世帯全員の健康保険証(戸籍・所得証明が必要な場合があります)

※現在受給中の方は6月が更新月です。該当する方には5月中旬に更新のお知らせを送付します

■ 問い合わせ

市役所市民保険課



高齢者

郵便配達の外務員が高齢者のお宅を訪問します

健康状態や困りごとなどをお伺いし、地域包括支援センターに報告します。

■ 訪問対象および地域

介護保険サービス利用者以外の高齢者がいる世帯

① 赤岡町・香我美町・夜須町・吉川町は70歳以上

② 野市町(西野・父養寺・母代寺・下井地区)は75歳以上

※野市局が担当の野市町の高齢者については、人数が多いため2年間に分けて訪問しています

■ 訪問時期

28年5月から29年3月の期間で年1回の予定

この「ゆう訪問事業」は、地域包括支援センターが高齢者の方の相談事にきめ細やかに対応するため、日本郵便株式会社高知東郵便局に委託したものです(平成21年度から開始し今年度で8年目)。

一人暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯のほか、若い世代のご家族と一緒に生活している高齢者も日中は一人になることが多く、生活状況をお聞きし、困りごとがないか把握してまいります。

災害時の要援護者の支援にも情報を活用していきますので、ご協力をよろしくお願いたします。

■ 問い合わせ

市役所高齢者介護課

地域包括支援センター

☎57-8511

日頃から介護をしている家族の皆さんが気軽に参加できる純喫茶あしたば(認知症カフェ)で、同じ介護者同士、不安や苦勞を語り合っテストレス発散しませんか?ご都合に合わせてどの月からも参加できます。

* 認知症カフェって? : 認知症になっても皆が安心して地域で暮らせるために、日頃から認知症について相談したり、学んだり、予防したりする場です。

■ 対象

高齢者を介護している家族や地域の方

■ 場所

のいちふれあいセンター1階 第1ふれあい室

■ 開催日

毎月第3水曜日

■ 開催時間

13時30分~14時30分

■ 申込み・問い合わせ

市役所高齢者介護課

地域包括支援センター

☎57-8511



土木

道路舗装材料を支給

生活道などを地元の皆さんで舗装工事(簡易舗装)する場合に材料を支給します。

町内会(自治会)などで協議のうえ、代表者の名前で申請してください。審査して決定します。

■ 問い合わせ

市役所建設課

無料法律相談会



相談

高知県司法書士会では、県内各地で無料法律相談(予約制)を開催しています。

相続や遺言のこと、仕事のこと、借金の問題、訪問販売や家賃の滞納といった日常生活のトラブルに関することなど、さまざまにご相談に司法書士がお答えします。

▼ 高知会場

毎週土曜日 13時~17時

毎週水曜日 18時30分~20時

(多重債務・成年後見相談)

▼ 安芸会場

第1・第3土曜日 10時~12時

※高知会場の土曜日15時以降および、多重債務相談は、法テラス法律扶助相談(資力要件あり)です

予約・問い合わせ

高知県司法書士会総合相談センター

☎088-825-3143